# 手続きの際にお持ちいただくもの

## \*ご本人が来庁して手続き または ご本人が郵送で手続きをされる場合

1. マイナンバーがわかるもの (以下のいずれか1つ)

□マイナンバーの通知カード (令和2年5月25日時点で交付されている通 場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可)	知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更	がない			
マイナンバーカード(個人番号カード) ロマイナンバー入りの住民票					
□マイナンバー入りの住民票記載事項証明書	TO THE POST OF THE				
2.ご本人であることが確認できるもの(Aのうち1点 もしくは Bのうち	<u>から2点)</u>				
□マイナンバーカード(個人番号カード)	□顔写真付きの住民基本台帳カード	]顔写真付きの住民基本台帳カード			
□運転免許証	□パスポート	□パスポート			
□運転経歴証明証(交付から10年を経過しているものはBとなる)					
□在留カード	□特別永住者証明書	□特別永住者証明書			
□身体障害者手帳(交付から10年を経過しているものはBとなる)		į			
□精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きでないものはBとなる)					
□療育手帳	□宅地建物取引士証				
□小型船舶操縦免許証	□猟銃・空気銃所持許可証	□猟銃・空気銃所持許可証			
□電気工事士免状(第一種)	□教習資格認定証				
□健康保険の資格確認書 					
□介護保険の被保険者証	□医療受給者証				
□身体障害者手帳(交付から10年を経過しているもの)					
□精神障害者保健福祉手帳 (顔写真付きでないもの)					
□母子健康手帳	□国・地方公共団体の職員証	□国・地方公共団体の職員証			
□各種年金証書	□基礎年金番号通知書	□基礎年金番号通知書			
□年金手帳     □顔写真のついていない住民基本台帳カード					
□児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書					
□箕面市から郵送(手交)している書類 *1種1点のみ、同種のもので	2点の提示は不可。	į			
(納税通知書、生活保護決定通知書・受給証明書(6ヶ月以内のもの)、	介護保険負担割合証 等)				
□船員手帳	□海技免状				
病者手帳					
□無線従事者免許証 □認定電気工事従事者認定証					
□特殊電気工事資格者認定証	<b>電</b> 気工事資格者認定証                      □対空検査員証				
□航空従事者技能証明書	□運転管理者技能検定合格証明書				
□動力車操縦者運転免許証	□警備業法に規定する合格証明書				
□官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日、または住所が記載されて	いる資格証明書				
□預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード □国もしくは地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証・ □公共料金の通知書(ご本人名義のものに限る)	さこからの <b>提示は</b> 1点のみ可能 2点は不可				

### 手続きの際にお持ちいただくもの

#### \*代理人の方が来庁して手続き または 代理人の方が郵送で手続きをされる場合

1. 代理権がわかるもの

法定代理人の場合	□戸籍謄本	□登記事項証明書			
任意代理人の場合	□委任状				
2. 代理人の方のご本人確認が可能なもの	D(Aのうち1点 もし	<u>〈は Bのうちから2点)</u>			
□マイナンバーカード(個人番号カード)		□顔写真付きの住民基本台帳カード			
□運転免許証		□パスポート			
□運転経歴証明証(交付から10年を経過し	ているものはBとなる	5)			
□在留カード		□特別永住者証明書			
□身体障害者手帳(交付から10年を経過し	ているものはBとなる	5)			
□精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きで	ないものはBとなる)				
□療育手帳		□宅地建物取引士証			
□小型船舶操縦免許証		□猟銃・空気銃所持許可証			
□電気工事士免状(第一種)		□教習資格認定証			
□健康保険の資格確認証					
□介護保険の被保険者証		□医療受給者証			
□身体障害者手帳(交付から10年を経過し	ているもの)				
□精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きで	ないもの)				
□母子健康手帳		□国・地方公共団体の職員証			
□各種年金証書	□基礎年金番号通知書				
□年金手帳	年金手帳 □顔写真のついていない住民基本台帳カード				
□児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証	書				
□箕面市から郵送(手交)している書類	*1種1点のみ、同種	のもので2点の提示は不可。			
(納税通知書、生活保護決定通知書・受給	証明書(6ヶ月以内の	つもの)、介護保険負担割合証 等)			
□船員手帳		□海技免状			
□戦傷病者手帳		□電気工事士免状(第一種以外)	□電気工事士免状(第一種以外)		
無線従事者免許証      □認定電気工事従事者認定証					
□特殊電気工事資格者認定証	<b>寺殊電気工事資格者認定証</b> □対空検査員証				
□航空従事者技能証明書		□運転管理者技能検定合格証明書			
□動力車操縦者運転免許証            □警備業法に規定する合格証明書					
□官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月	日、または住所が記	載されている資格証明書			
	l -b. 18				
□預金通帳・キャッシュカード・クレジッ		ここからの提示は			
□国もしくは地方公共団体の機関以外が発える。		学生証・社員証 等) / 1点のみ可能 / 2点は不可			
□公共料金の通知書(ご本人名義のものに  	収の)				
L					

## 3.ご本人(依頼した人)代理人の方のご本人確認が可能なもの(Aのうち1点 もしくは Bのうちから2点)

□マイナンバーの通知カード(令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、	氏名、	住所等の記載事項に変更がない
場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可)		

□マイナンバーカード (個人番号カード)

□マイナンバー入りの住民票

□マイナンバー入りの住民票記載事項証明書

4. ご本人(依頼した人)の、ご本人確認ができるもの(Aのうち1点 もしくは Bのうちから2点)